

①家庭菜園の客土について

【環境省回答】

宅内で畑として使用しており、今後も畑として使用する場合には、農地(畑)として土壌改良剤、地力回復、2回耕起します。客土については、他の農地同様山砂での対応となっております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

②国道114号、2工区の除染について

国道114号浪江拡幅2工区については、拡幅工事に伴い、解体作業等がはいるため、除染の施工について調整中でしたが、下記内容のとおり除染作業を進めることとなりました。

□建物の除染

○準備・特例宿泊の希望のある方 → 除染実施計画書どおり除染作業実施

●準備・特例宿泊の希望のない方 → 実施予定なし

※補償物件へ手を付けることにリスクがある等の理由により

□敷地の除染

○準備・特例宿泊の希望のある方 → 除染実施計画書どおり除染作業実施

●準備・特例宿泊の希望のない方 → 地権者に確認し、除草等(最低限)の除染作業実施

※ 直前モニタリングを行うことで線量を把握し、除染の実施に当たっては、地権者の要望を聞き取り、一部除染などの手法を提案しながら個別対応いたします。

